

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	むつ市（代表）大間町・東通村・風間浦村・佐井村

下北半島鳥獣被害防止計画

令和 8 年 1 月 3 0 日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 むつ市 農林畜産課 畜産鳥獣グループ
 所 在 地 むつ市中央一丁目 8 番 1 号
 電 話 番 号 0 1 7 5 - 2 2 - 1 1 1 1
 F A X 番 号 0 1 7 5 - 2 2 - 1 3 7 3
 メールアドレス nourin@city.mutsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・カラス・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ・タヌキ・カモシカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県 むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル (下北半島全体)	稲(水稻) 豆類(大豆、小豆等) 果樹(リンゴ、ブルーベリー等) 野菜(カボチャ、トウモロコシ、等) いも類(バレイショ等)	被 害 額 320 千円 被害面積 0.100ha
ツキノワグマ (下北半島全体)	野菜(トウモロコシ、イチゴ等) 飼料作物(デントコーン)	被 害 額 51 千円 被害面積 0.225ha
カラス	野菜(トウモロコシ) 果樹	被害はあるが実態は把握できていない
ニホンジカ	—	
イノシシ (下北半島全体)	稲(水稻) いも類(バレイショ)	被 害 額 79 千円 被害面積 0.059ha
ハクビシン	—	被 害 額 0 千円 被害面積 0ha
アライグマ	—	
アナグマ	—	被 害 額 0 千円 被害面積 0ha
タヌキ	—	被 害 額 0 千円 被害面積 0ha
カモシカ	—	被 害 額 0 千円 被害面積 0ha
合計		被 害 額 450 千円 被害面積 0.384ha

（２）被害の傾向

①ニホンザル

下北半島に生息するニホンザルは人を除く霊長類では世界分布の北限にあり、学術的価値も高いと評価され、昭和 45 年に国の天然記念物に指定され、保護されてきた。

指定当時、7 群約 187 頭が確認されていたが、その後は年々、個体群・個体数が増加し、令和 7 年 1 月現在で 76 群 2,736 頭＋ α が確認されている。

頭数増加に伴い群れの分裂が頻発化し、行動域が拡大しており、人家や耕地周辺への定着化によって、いも類は 6 月から 9 月、野菜類は 5 月から 11 月、豆類は 8 月に被害が発生している。

下北半島の 4 市町村（むつ市・大間町・風間浦村・佐井村）の農林業被害額は平成 8 年に約 900 万円とピークとなったが、近年は、鳥獣被害対策実施隊・モンキーDOGによるパトロールや電気柵設置等の被害対策効果により、200 万円以下で推移するなど効果を上げているが、これまで出沒しなかった地区で被害が発生するなど、被害地域が拡大している。

東通村においては、平成 30 年度までに、農林業の被害は確認されていないものの、ニホンザルの目撃情報が相次いでおり、今後、被害の発生が懸念されている。

別紙参照：別紙 1 下北半島のニホンザルによる農作物等被害額の推移
別紙 2 ニホンザルによる農作物等被害発生位置図（H16～R6）

②ツキノワグマ

管内全域で出沒情報が寄せられ、むつ市・東通村・佐井村においてはトウモロコシ等の農作物被害や、クマハギなどの林業被害も発生していることから、今後の農林業被害の拡大が懸念される。

③カラス

年間を通して畜産農家の牛舎内に侵入し牛の餌の食害や乳牛の乳頭に傷をつける損傷被害が発生している。また、飼料作物（デントコーン）・果樹（ワイン用ぶどう）及び野菜類に被害が発生している。

④ニホンジカ

農林業への被害は確認できていないが、下北管内で目撃情報があることから、今後の農林業被害の発生が懸念される。

⑤イノシシ

下北管内で目撃情報があり、むつ市・東通村では 6 月に稲、8 月から 9 月にいも類に被害が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

⑥ハクビシン

下北管内で目撃情報があり、むつ市・佐井村では 5 月から 9 月に野菜類に被害が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

⑦アライグマ

農林業への被害は確認できていないが、下北管内で目撃情報や痕跡がある

ことから、今後の被害の発生が懸念される。

⑧アナグマ

下北管内で目撃情報があり、むつ市・佐井村では野菜類に被害が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

⑨タヌキ

下北管内全域で目撃情報があり、むつ市では果樹（ブドウ）に被害が発生している。このことから今後の被害の拡大が懸念される。

⑩カモシカ

管内全域で目撃情報があり、むつ市・佐井村では農作物、樹木の新芽、皮ハギなどの農林業被害が発生していることから、今後の被害の拡大が懸念される。

（３）被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和６年度）		目標値（１０年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	320 千円	0.100ha	224 千円	0.070ha
ツキノワグマ	51 千円	0.225ha	35 千円	0.157ha
カラス	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ ha
ニホンジカ	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ ha
イノシシ	79 千円	0.059ha	55 千円	0.041ha
ハクビシン	0 千円	0ha	0 千円	0ha
アライグマ	－ 千円	－ ha	－ 千円	－ ha
アナグマ	0 千円	0ha	0 千円	0ha
タヌキ	0 千円	0ha	0 千円	0ha
カモシカ	0 千円	0ha	0 千円	0ha
合計	450 千円	0.384ha	314 千円	0.268ha

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①ニホンザル 青森県第３次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去・個体数調整及び人的被害・人家侵入等を及ぼした加害個体の捕獲を市町村職員及び鳥獣被害対策実施隊が箱わな及び大型檻を用いて行なっている。	①ニホンザル 加害個体・加害群の除去が進んでいる群れと箱わなに警戒心が強く捕獲が進まない群れがあり、効率的な捕獲方法（銃器も含む）及び体制の整備が求められている。

②ツキノワグマ 市町村が青森県猟友会下北支部及び川内支部に有害鳥獣捕獲を委託している。 ③カラス 市町村が青森県猟友会下北支部及び川内支部に有害鳥獣捕獲を委託している。 ④ニホンジカ センサーカメラを設置するなどして、生息状況をモニタリングしている。 ⑤イノシシ 市町村が青森県猟友会下北支部及び川内支部に有害鳥獣捕獲を委託している。 その他、住民から目撃情報を収集し、生息状況をモニタリングしている。 ⑥ハクビシン 住民から目撃及び被害情報を収集し、生息状況をモニタリングし、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施している。 ⑦アライグマ 住民から目撃情報を収集し、生息状況をモニタリングしている。 ⑧アナグマ 住民から目撃及び被害情報を収集し、生息状況をモニタ	②ツキノワグマ 捕獲に従事する狩猟者の減少・高齢化が進んでおり、将来の担い手育成が急務となっている。 ③カラス 捕獲に従事する狩猟者の減少・高齢化が進んでおり、将来の担い手育成が急務となっている。 ⑤イノシシ 捕獲に従事する狩猟者の減少・高齢化が進んでおり、将来の担い手育成が急務となっている。 捕獲機材の拡充が必要である。 ⑥ハクビシン 捕獲機材の拡充と捕獲に従事する人材の確保が必要である。 ⑦アライグマ 捕獲機材の拡充と捕獲に従事する人材の確保が必要である。 ⑧アナグマ 捕獲機材の拡充と捕獲に従事する人材の確保が必要である。
---	--

	リングしている。 ⑨タヌキ 住民から目撃及び被害情報を収集し、生息状況をモニタリングしている。 ⑩カモシカ 鳥獣被害対策実施隊による追払いなどを行っている。	⑨タヌキ 捕獲機材の拡充と捕獲に従事する人材の確保が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	①ニホンザル 国・県の補助金を利用し、防護柵の設置を行っており、市町村で防護柵維持管理を実施している。 追上げ・追払い活動については、鳥獣被害対策実施隊がモンキーDOGとともにやっている。 (現在はむつ市と佐井村のみ) ②ツキノワグマ 簡易型の電気柵を被害箇所に設置している。 ③カラス 農家が牛舎内に防鳥ネット等を設置し侵入防止を目的とした対策を行っている。 ⑥ハクビシン 農家が畑に侵入防止ネットを設置している。	①ニホンザル 設置後、長期間経過した防護柵ではネット等の老朽化が進み、侵入されるケースが発生していることから、地域住民への啓発活動を行い、防護柵の維持管理や放任野菜除去等の徹底が必要となる。また、防護柵が設置されていない地域に行動域が拡大し、被害が確認されていることから、今後も設置が必要である。 ②ツキノワグマ 被害箇所が複数にわたることから、電気柵を購入する費用の確保が難しい。 ③カラス 一定の対策の効果があるものの、短期間で慣れが生じてしまう。被害区域が広範囲であることから設置や維持管理にコストがかかる。 ⑥ハクビシン 一定の対策の効果はあるものの、ネットを噛み切られてしまう。ネットの設置や維持管理にコストがかかる。

	⑧アナグマ 農家が畑に侵入防止ネットを設置している。 ⑩カモシカ 農家が畑に侵入防止ネットを設置している。	⑧アナグマ 一定の対策の効果はあるものの、ネットを噛み切られてしまう。噛み切られずに侵入を防ぐ工夫をする必要がある。 ⑩カモシカ 農家の高齢化が進み、設置や維持管理が難しくなっている。
生息環境 管理その 他の取組	農作物残渣や放任果樹について、農業者への巡回指導・助言等の取組み。	農作物残渣や放任果樹について、農業者への巡回指導・助言等の取組み。

(5) 今後の取組方針

①ニホンザル

- ア 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた被害防止対策をより一層推進する。
- イ 個体数の増加抑制を重点課題とし、わなによる捕獲を中心とした被害防止対策を行う。
- ウ 地域住民における自己防衛意識を高める具体的な啓発活動を図る。

②ツキノワグマ

- ア 猟友会への有害鳥獣捕獲業務委託により被害の軽減を図る。
- イ 防災無線や広報誌等を活用して、地域住民における自己防衛意識を高める具体的な啓発活動を図る。
- ウ 忌避剤等を使い、被害の軽減を図る。

③カラス

被害状況の把握に努めるとともに、猟友会への有害鳥獣捕獲業務委託により被害の軽減を図る。

④ニホンジカ

センサーカメラを設置するなどして、生息状況をモニタリングするとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑤イノシシ

住民からの目撃情報を収集し、農林業被害も発生していることから、生息状況をモニタリングするとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑥ハクビシン

被害状況の把握に努めるとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑦アライグマ

住民からの目撃情報をの収集や、センサーカメラを設置するなどして、生息状況をモニタリングするとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑧アナグマ

被害状況の把握に努めるとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑨タヌキ

被害状況の把握に努めるとともに、定着を防ぐため、積極的に予察捕獲の取組を進めていく。

⑩カモシカ

ア 鳥獣被害対策実施隊などによる、追払い等で被害の軽減を図る。

イ 地域住民における自己防衛意識を高める具体的な啓発活動を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①ニホンザル

別紙「別紙3 鳥獣捕獲体制図（ニホンザル）」参照。

②ツキノワグマ

下北半島のツキノワグマは「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年改訂版）－」において地域限定希少野生動物に選定されていることから、農作物被害が発生した場合や住宅地周辺に出没した場合に限り、青森県猟友会下北支部又は、川内支部に必要最小数の有害鳥獣捕獲を依頼する。また、被害状況・捕獲実績等の情報共有を行う。

なお、捕獲は、箱わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

③カラス

被害を受けた農業者等からの要請により、市町村が被害状況を確認し、必要に応じて青森県猟友会下北支部又は、川内支部に有害鳥獣捕獲を依頼する。また、被害状況・捕獲実績等の情報共有を行う。

④ニホンジカ

青森県猟友会下北支部又は、川内支部に予察を含め、有害鳥獣捕獲を依頼する。また、被害状況・捕獲実績等の情報を共有する。

なお、捕獲は、わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

⑤イノシシ

青森県猟友会下北支部又は、川内支部に予察を含め、有害鳥獣捕獲を依頼

する。また、被害状況・捕獲実績等の情報を共有する。 なお、捕獲は、わなやライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。 ⑥ハクビシン 鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。 ⑦アライグマ 鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。 ⑧アナグマ 鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。 ⑨タヌキ 鳥獣被害対策実施隊による予察を含め、有害鳥獣捕獲を行う。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8 年度	ニホンザル	捕獲機材（箱わな）を導入する。 担い手育成による捕獲体制の整備を推進する。 ニホンザルへの発信器の装着による生息調査を実施する。
	ツキノワグマ	捕獲機材（箱わな）を導入する。 生息状況や被害状況などを情報収集する。
	カラス	新規狩猟者や捕獲従事者確保のための広報活動を行う。
	ニホンジカ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	イノシシ	捕獲機材（箱わな）を導入する。 生息状況や被害状況などを情報収集する。
	ハクビシン	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	アライグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	アナグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	タヌキ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
R 9 年度	ニホンザル	捕獲機材（箱わな）を導入する。 担い手育成による捕獲体制の整備を推進する。 ニホンザルへの発信器の装着による生息調査を実施する。

	ツキノワグマ	捕獲機材（箱わな）を導入する。 生息状況や被害状況などを情報収集する。
	カラス	新規狩猟者や捕獲従事者確保のための広報活動を行う。
	ニホンジカ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	イノシシ	捕獲機材（箱わな）を導入する。 生息状況や被害状況などを情報収集する。
	ハクビシン	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	アライグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	アナグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	タヌキ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
R 1 0 年 度	ニホンザル	捕獲機材（箱わな）を導入する。 担い手育成による捕獲体制の整備を推進する。 ニホンザルへの発信器の装着による生息調査を実施する。
	ツキノワグマ	捕獲機材（箱わな）を導入する。 生息状況や被害状況などを情報収集する。
	カラス	新規狩猟者や捕獲従事者確保のための広報活動を行う。
	ニホンジカ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	イノシシ	捕獲機材（箱わな）を導入する。 生息状況や被害状況などを情報収集する。
	ハクビシン	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	アライグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	アナグマ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。
	タヌキ	生息状況や被害状況などの情報収集並びに効果的な捕獲方法を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①ニホンザル	ニホンザル又はニホンザルの群れが市街地及び農地に頻繁に出没し、組織的追払い等、被害防除を行っても被害軽減ができない場合、かつ、地域からの強い要望があった場合、青森県第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づきニホンザルの捕獲を行う。 計画期間内の捕獲数は、地域個体群として永続的な生息が可能な、平成14年の調査個体数（1,109頭）を下回らないこととする。 併せて、農作物被害防止対策としての行動域の拡大や個体数増加による群れの分裂の防止を目的とした捕獲を実施する。
②ツキノワグマ	青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づきツキノワグマの捕獲を行う。
③カラス	通年で畜産業・農作物等における被害の発生が懸念されている。捕獲計画数は直近3か年の最大捕獲数の184羽／年とする。
④ニホンジカ	農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。
⑤イノシシ	農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。
⑥ハクビシン	農作物被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。
⑦アライグマ	農作物被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲する。
⑧アナグマ	農作物被害防止のため予察を含め、必要最小数の捕獲を実施する。
⑨タヌキ	農作物被害防止のため予察を含め、必要最小数の捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	第3次第二種特定鳥獣管理計画の基準による		
ツキノワグマ	第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の基準による。		
カラス	184羽	184羽	184羽
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
①ニホンザル 計画期間内に被害が発生した場合、できる限り被害を与える個体を特定し、被害発生場所に箱わなを設置し、捕獲する。また、銃器による捕獲について、モニタリング調査等により群れ構成を十分把握し、分裂を避けるため、慎重かつ計画的に実施する。 ②ツキノワグマ 二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づき、農林業被害等が確認された場合、現地確認を行い、必要に応じて箱わな及び銃器による捕獲を実施する。 ③カラス 通年で被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所で箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）による直近3か年の最大捕獲数の184羽／年の捕獲を実施する。 ④ニホンジカ 目撃が確認された地域で、わな及び銃器により予察を含め、可能な限り捕獲する。 ⑤イノシシ 目撃が確認された地域で、わな及び銃器により予察を含め、可能な限り捕獲する。 ⑥ハクビシン 目撃及び農林業被害等が確認された地域で、わなにより予察を含め、可能な限り捕獲する。 ⑦アライグマ 目撃及び農林業被害等が確認された地域で、わなにより予察を含め、可能な限り捕獲する。 ⑧アナグマ 目撃及び農林業被害等が確認された地域で、わなにより予察を含め、必要最小数の捕獲を実施する。 ⑨タヌキ 目撃及び農林業被害等が確認された地域で、わなにより予察を含め、必要最小数の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程

が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下北全域	該当なし（ツキノワグマ、カラス、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキは権限移譲済み）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	むつ市 1,000m (猿用電気ネット柵)	むつ市 1,000m (猿用電気ネット柵)	むつ市 1,000m (猿用電気ネット柵)
	大間町 1,500m (猿用電気ネット柵)	大間町 1,500m (猿用電気ネット柵)	大間町 1,500m (猿用電気ネット柵)
	東通村 0m (猿用電気ネット柵)	東通村 0m (猿用電気ネット柵)	東通村 0m (猿用電気ネット柵)
	風間浦村 600m (猿用電気ネット柵)	風間浦村 600m (猿用電気ネット柵)	風間浦村 600m (猿用電気ネット柵)
	佐井村 1,000m (猿用電気ネット柵)	佐井村 1,000m (猿用電気ネット柵)	佐井村 1,000m (猿用電気ネット柵)
ツキノワグマ	むつ市 1,100m (クマ用電気柵)	むつ市 1,100m (クマ用電気柵)	むつ市 1,100m (クマ用電気柵)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	猿用電気ネット柵の維持・管理等の仕方を農家に説明し、適切な維持・管理に努めてもらう。	猿用電気ネット柵の維持・管理等の仕方を農家に説明し、適切な維持・管理に努めてもらう。	猿用電気ネット柵の維持・管理等の仕方を農家に説明し、適切な維持・管理に努めてもらう。
ツキノワグマ	クマ用電気柵の維持・管理等の仕方を農家に説明し、適切な維持・管理に努めてもらう。	クマ用電気柵の維持・管理等の仕方を農家に説明し、適切な維持・管理に努めてもらう。	クマ用電気柵の維持・管理等の仕方を農家に説明し、適切な維持・管理に努めてもらう。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容	
R8～ R10 年度	ニホンザル	生息調査	サル調査会、NPO 法人、 鳥獣被害対策実施隊、 ニホンザル保護管理専門員
		追上げ・追払い活動	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
		侵入防止柵の維持管理	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
		専門的人材の育成	市町村職員、鳥獣被害対策 実施隊、ニホンザル保護管 理専門員
		耕作地周辺の藪・枝刈り	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
		放置野菜の除去	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
		地域住民への普及啓発活 動	NPO 法人、鳥獣被害対策実施 隊、市町村職員、ニホンザ ル保護管理専門員
		観光客に対する餌やり防 止及び看板の設置・パン フレットの配布	市町村職員
	ツキノワグ マ	地域住民への普及啓発活 動	市町村職員
		出没の多い地域での看板 の設置	市町村職員
		放任果樹の撤去等生活環 境管理	地域住民、市町村職員、伐採 業者、シルバー人材センター
		侵入防止柵の維持管理	鳥獣被害対策実施隊、地域住 民
	カラス	防鳥ネット設置	地域住民

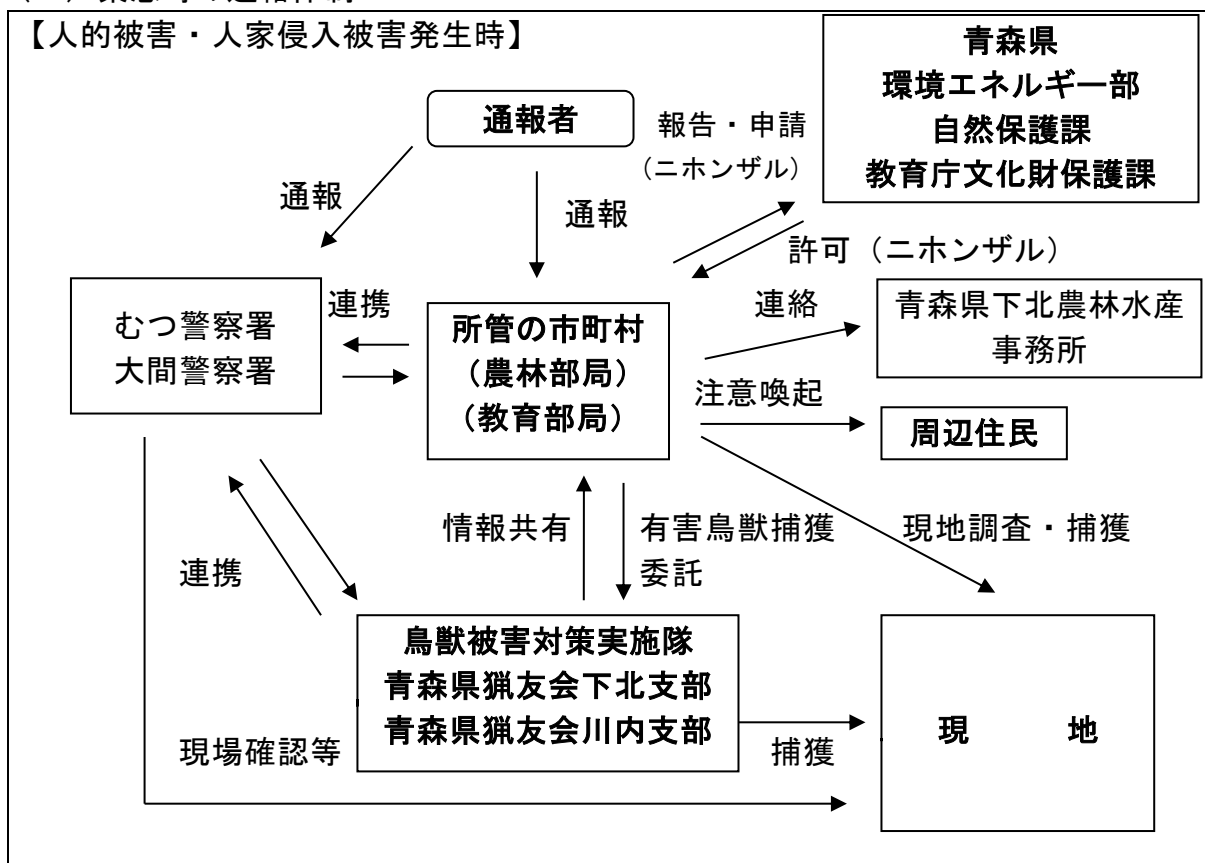
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる
おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
むつ市・大間町・東通村	現地調査、住民への注意喚起、捕獲申請手続、捕獲

・ 風間浦村・佐井村	
むつ警察署、大間警察署	現地確認等、必要によりパトロールの実施、銃器等取扱指導・助言
下北半島鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲等
青森県猟友会下北支部、川内支部	有害鳥獣捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領に基づき、対象鳥獣はできる限り苦痛を与えない方法で処分し、処分後は埋設又は焼却処理とする。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、市町村廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である市町村等が廃棄物の排出者として適切に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
また、その他の有効な活用も困難である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議
構成機関の名称	役割
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 (各市町村鳥獣被害対策担当者)	・補助事業等を活用した被害防止対策を実施する。 ・鳥獣被害対策実施隊と共同による捕獲を実施する。 ・地域住民への被害防止対策の普及活動をする。 ・関係機関へ被害実態の報告と対策課題を提示する。 ・文化財保護管理と対策課題を提示する。 ・被害対策の効果検証をする。 ・猟友会へ有害鳥獣を委託する。
下北半島のサル調査会 佐井のサル調査会 大間のサル調査会 風間浦のサル調査会	・下北半島各地域でのサル生態調査 ・連絡会議への生息状況等の情報提供 ・被害状況の情報提供
NP0 法人北限の野生動物管理センター	・生息状況及び被害状況等の基礎データの集積と猿害対策事業の検証

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
青森県環境エネルギー部自然保護課鳥獣対策グループ	・特定鳥獣管理計画等に関する指導、助言等
青森県教育庁文化財保護課文化財グループ	・文化財保護管理の指導、助言等
青森県下北農林水産事務所農業普及振興室、林業振興課	・連絡会議運営に係る指導、助言等 ・鳥獣被害防止計画作成等の指導、助言等
青森県農林水産部農林水産政策課産業技術・防疫グループ	・補助事業の指導等 ・鳥獣被害防止計画作成等の指導、助言等
十和田おいらせ農業協同組合	・鳥獣被害情報の共有
東北森林管理局下北森林管理署	・鳥獣被害情報の共有

下北地方森林組合	・ 林業被害の情報提供
----------	-------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

下北半島鳥獣被害対策実施隊を設置。（むつ市・大間町・風間浦村及び佐井村は平成 20 年 6 月 1 日、東通村は、令和元年 12 月 1 日）

規模、構成については、「別紙 4 下北半島鳥獣被害対策実施隊要綱」及び「別紙 5 鳥獣被害対策実施隊名簿」を参照。

各機関との連携のあり方については、「別紙 6 鳥獣被害対策実施連携体制図」を参照。

実施隊の活動内容は、①ニホンザルの生態調査、追上げ・追払い、緩衝帯設置等の環境整備や地域住民への啓発、②ハクビシン、アライグマの捕獲等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関との連携のあり方は、「別紙 6 鳥獣被害対策実施連携体制図」を参照。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

猟銃所持者の高齢化等により、捕獲従事者が減少傾向にあることから、人材確保に向けた対策として、新たに狩猟免許の取得を希望する方に対し、県が実施している補助事業の内容や免許取得までの流れについて窓口において説明するなど、狩猟免許取得試験を受験しやすい環境づくりに市町村が連携して取組み、体制の強化及び人材育成による担い手の確保に努める。